

広島県水道用水供給水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十三号

広島県水道用水供給水道条例の一部を改正する条例

広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金の額) 第十二条 (略)</p> <p>2 月間の使用水量が第二条第二項の規定により管理者が定めた一日当たりの最大使用水量にその月の日数を乗じて得た水量（以下「月間最大使用水量」という。）を超えたときは、月間最大使用水量を超えた部分の水量（以下「超過水量」という。）に係る料金の額は、前項の規定にかかわらず、超過水量に別表に定める超過料金の料率を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額とするものとする。ただし、水道事業者の責めに帰することができない事由として管理者が別に定めるものにより超過水量が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(料金の額) 第十二条 (略)</p> <p>2 月間の使用水量が第二条第二項の規定により管理者が定めた一日当たりの最大使用水量にその月の日数を乗じて得た水量（以下「月間最大使用水量」という。）を超えたときは、月間最大使用水量を超えた部分の水量（以下「超過水量」という。）に係る料金の額は、当分の間、前項の規定にかかわらず、超過水量に別表に定める超過料金の料率を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額とするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。